

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 3 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)  
1 政治団体の名称

かとうりゅうしょうこうえんかい  
加藤りゅうしょう後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体

2 主たる事務所の所在地

島原市今川町1850-1

チェックもれ注意

3 代表者の氏名

柴田 英徳

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

4 会計責任者の氏名

田中 孝博

事務担当者

氏名 山下 文博  
 電話 0957-64-8007  
 氏名  
 電話

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無(以下、この欄の記載不要です。)
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	



資金管理団体の指定の期間					
	年	月	日	から	
	年	月	日	日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間						
令和	3	年	9	月	1	日から
令和	3	年	11	月	9	日まで

(その2)

## 収支の状況

必ず記入してください。  
(0の場合は0と記入)

### 1 収支の総括表

		円
収入総額	.....	1,891,472
(前年からの繰越額)	.....	0
(本年の収入額)	.....	1,891,472
支出総額	.....	1,734,669
翌年への繰越額	.....	156,803

### 2 収入項目別金額の内訳

#### (1) 個人の負担する党費又は会費

		円
金額		
員数 (党費又は会費を納入した人の数)		

#### (2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	1,891,472	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,891,472	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,891,472	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
自由民主党長崎県第二選挙区支部	600,000 <sup>円</sup>	R3. 9. 9	長崎県諫早市東本町2-4	加藤寛治	
自由民主党長崎県第二選挙区支部	600,000	R3. 10. 11	長崎県諫早市東本町2-4	加藤竜祥	
自由民主党長崎県第二選挙区支部	500,000	R3. 11. 17	長崎県諫早市東本町2-4	加藤竜祥	
加藤寛治後援会	150,000	R3. 9. 1	長崎県島原市今川町1850-1大手門ビル303	柴田英徳	事務所の 無償提供
加藤寛治後援会	41,472	R3. 12. 2	長崎県島原市今川町1850-1大手門ビル303	柴田英徳	
この頁の小計	1,891,472				
その他の寄附	0				
合計	1,891,472				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。  
(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費	159,900	
小 計	159,900	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	1,424,769	
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費		記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費	150,000	
小 計	1,574,769	記入もれ注意
合 計	1,734,669	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その14)

↓いずれか1つの項目に「レ」をつけてください。

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項目別区分	<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃	円 50,000	R3.11.4	株式会社三央	長崎県島原市今川町1850-1	
この頁の小計	50,000				
その他の支出	109,900				
合計	159,900				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

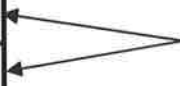
(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (組織活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
写真代	55,000	R3. 9. 22	写真にしかわ	島原市有明町大三東丙150-10	
そのぎ茶	36,150	R3. 9. 24	島原雲仙農業協同組合	島原市萩原2丁目5192-1	
写真代	88,000	R3. 9. 27	たつみ写真館	島原市弁天町2丁目7124-5	
事務所賃料	150,000	R3. 9. 30	田上俊光	西彼杵郡長与町高田郷1434-1	
切手代	31,500	R3. 10. 1	島原江戸町郵便局	島原市新建2105	
切手代	31,500	R3. 10. 6	杉谷郵便局	島原市本町乙351-4	
レインコート、他	12,654	R3. 10. 12	ダイソーエレナ島原店	島原市城内3丁目1263	
誘導ライト	12,120	R3. 10. 12	ナフコ島原店	島原市城内3丁目1620	
パート賃料	107,525	R3. 10. 13	中村久子	島原市城西中の丁2677-2	
パート賃料	79,900	R3. 10. 13	川本幸子	島原市有明町大三東戊3111	
パート賃料	54,825	R3. 10. 13	森本千尋	島原市有明町大三東甲2114-1	
切手代	55,440	R3. 10. 15	島原郵便局	島原市坂上6990	
電気代	44,193	R3. 10. 27	九州電力	島原市城内1丁目1207-1	
電気代	74,664	R3. 10. 27	九州電力	島原市城内1丁目1207-1	
この頁の小計	833,471		(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。		
その他の支出			(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。		
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (組織活動費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃料	円 150,000	R3. 10. 30	田上俊光	西彼杵郡長与町高田郷1434-1	
パート賃料	197,625	R3. 11. 18	中村久子	島原市城西中の丁2677-2	
電気代	103,285	R3. 11. 22	九州電力	島原市城内1丁目1207-1	
この頁の小計	450,910				
その他の支出	140,388				
合計	1,424,769				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。







(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 ~~監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 11 月 21 日

記入もれ注意

政治団体の名称 加藤りゅうしょう後援会

会計責任者の氏名 田中 孝博



(代表者の氏名

[Redacted] (印))

代表者は解散時のみ

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

# 政治資金監査報告書

令和4年11月21日

加藤りゅうしょう後援会

代表 柴田 英徳 殿

登録政治資金監査人

久松清彦

登録番号

第1674号

研修修了年月日

平成21年7月10日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、加藤りゅうしょう後援会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、加藤りゅうしょう後援会の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

加藤りゅうしょう後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、加藤りゅうしょう後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上